

慶應義塾大学入学合格者認定試験問題（法務研究科）

2024年3月8日（金）9:00 施行			
科目名	商法		
試験時間（正味） 40分	ペン書き指定 黒のみ	持込	判例・書込・解説なし六法のみ可

以下の問（1）～問（5）に答えなさい。適用条文または根拠条文がある場合は、それも挙げること。また、見解の対立がある場合には、最高裁判例があればその見解に拠ること。（問（1）～問（5）の配点はすべて同一である。）

- (1) X は、甲株式会社の株主 A から、甲社の発行済株式総数の 20% に相当する数の株式（以下「本件株式」という）を譲り受けた上で、法定の手続にしたがい名義書換を請求したが、甲社は正当な理由がないのに請求を放置していた。その 1 ヶ月後、甲社が株主総会を開催することを知った X は、名義書換未了のまま株主総会に出席して、本件株式について議決権を行使しようとした。しかし、甲社は X が株主名簿上の株主でないことを理由に X の株主総会への出席を拒んだ上で、株主名簿上の株主 A に株主総会の出席を認めて、本件株式に係る議決権を行使させたため、それによって取締役を選任する株主総会決議（以下「本件株主総会決議」という）が成立した。本件株主総会決議の効力はどうか。
- (2) 公開会社である甲株式会社は、取締役会決議を経て、全株主に対し、株主総会の日の 10 日前に口頭で招集通知を行ったうえで、株主総会で取締役の選任について決議した（以下、「本件株主総会決議」という）。本件株主総会決議の効力はどうか。
- (3) 取締役会設置会社である甲株式会社は、関東一円で自動車の販売業を営んでいる。甲社の取締役 A は、甲社の取締役会の承認を得ずに、個人商人として東京都港区で自動車販売店を開いて営業を行い、1000 万円の利益を得た。A は、甲社に対してどのような責任を負うか。
- (4) 取締役会設置会社である甲株式会社には、A、B および C の 3 名の取締役があり、そのうち C は、全く会社経営に関与していない名目だけの取締役である。甲社では、C に招集通知を発しないまま、取締役会が開催され、A および B の賛成の議決権行使により、A を代表取締役を選定する決議が行われた（以下「本件取締役会決議」という）。本件取締役会決議の効力はどうか。

(5) A は、甲株式会社の発起人として、甲社成立後の事業に用いるのに適した部品製造機械を見つけたので、その所有者 X との間で、甲社の成立を条件として甲社が当該機械を 1000 万円で購入する旨の契約（以下「本件契約」という）を締結した。ただし、本件契約について、公証人の認証を受けた甲社の原始定款（会社法 26 条 1 項所定の定款）には何らの記載もない。甲社の成立後、甲社は、X に対して本件契約に基づく代金支払義務を負うか。なお、X は、甲社の原始定款に記載がなかったことは知らなかったものとする。

以上